

「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、学校に在籍している当該の児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う行為で、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめ」の態様は多様であり、見えないところで被害が発生している場合があり、背景にある事情、児童生徒の被害性に着目して判断する必要がある。そのため、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、いじめの認知、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処等の対策に関し、ここに基本理念を定め、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定をする。

そして、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) 基本理念

- ① すべての児童が「正義や公正さを大切にできる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「友だちを思いやる心」「社会に参画しようとする心」「道徳的価値を大切にできる心」等に加え規範意識を育むと共に、いじめについて毅然とした態度で対応できるようにする。
- ② いじめの問題解決に当たっては、いじめが全ての児童等に関する問題であることに認識し、いじめを受けた児童に寄り添った対応を行い、いじめを行った児童に対しては、表面的な言動とその背景にも踏まえた対応を迅速かつ組織的にを行い、再び起こることがないように、細かく継続して見守る。
- ③ いじめが児童の心身に及ぼす影響とその他のいじめに関する諸事情、いじめをする児童の背景についての理解を深め、学校内外を問わずいじめがなくなるように対応する。
- ④ いじめの防止対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係保護者への相談や支援体制を整え、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。また、児童が自ら主体的にいじめをなくすような取組を推進し、いじめの防止の対策に努める。

2 いじめ対策委員会

- ① 構成員（職名又は校務分掌）（緊急対応時はこの限りではない）

校長 副校長 教頭 副教頭 教務主任 生徒指導主任 総合育成支援教育主任
教育相談不登校対策主任 養護教諭 学年主任

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー こども支援コーディネーター

② 役割

- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・「いじめに関するアンケート」、「いじめ防止対策委員会」の時期の決定
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・いじめ事案に対する「いじめ解消」に向けた中長期的な状況の確認
- ・いじめ解消時点の判断
- ・再発防止に向けた取組の決定
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事案への対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめ防止等に係る校内研修の企画と実施
- ・年間の取組についての見直し

③ 開催時期

毎月一回 学年主任会・生徒指導部会の時に実施（※緊急対応の場合は随時実施）

④ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・児童に対しては朝会や人権集会等、集会活動を中心に、いじめの様態やそれによって引き起こされる影響について伝えると共に、相手を思いやることの大切さについて伝える機会を意図的・継続的に設定する。
- ・各学年の学年集会でパワーポイントを使っていじめ対策委員会のメンバーや教職員を紹介する。
- ・保護者に対しては御所南小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「御所南小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、参観懇談会、PTA総会等で説明や伝達、話し合いの機会を設定する。
- ・地域に対しては、学校ホームページ、学校だよりを活用し、積極的に情報公開に努める。

3 学校におけるいじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 学習環境の整備

- ・学校のきまりを目指す子ども像に置き換えることで、子どもたちが自ら進んで前向きに取り組むことができるようにする。
- ・名札を必ず着用し、児童同士氏名が「○○さん」と呼び合い、相手のことを大切にできるようにする。
- ・子どもたちの成果物等、掲示物を意図的に掲示し、温かな学級の雰囲気をつくる。
- ・年間を通してお道具箱やロッカーなど、教室環境を常に美しく保ち、安心して学習に集中できる環境を維持する。
- ・学校いじめ対策委員会のメンバーを児童に紹介し、相談できる環境を整える。

② 授業改善の充実

- ・話し合いの場等を核とした協働的な学習の中で、互いの考えを聞き合い、良さを知ったり違いを認め合ったりし、相互理解を深める。
- ・分かる授業・楽しい授業の構築により、多様な子どもが自由な発想で伸び伸びと活躍できる場面を増やし、自己肯定感を高める。
- ・聞く態度の育成を徹底し、安心して意見を表明し合える雰囲気大切に作る。
- ・低学力層にも、わかる・できる授業の実践を推進する。

③ 道徳教育・人権教育の充実

- ・共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさをのばしつつ、共通して守るべきものはしっかり身に付けていく、「実践的な態度」を育む道徳教育を推進する。
- ・さまざまな学習の中で話し合いを効果的に取り入れ、お互いの良さを認め合ったり、違いに気付いたりできるようにする。
- ・全学年一斉に月ごとにテーマを決めた「きずな週間」を設定し、系統的、重点的に人権教育に取り組む。
- ・「いじめは絶対に許されない」こと、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習・道徳教育を探究し、実践する。

④ 児童が主体的に行う活動や体験活動、児童同士の絆づくりの充実

- ・宿泊を伴う学習や遠足など校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（スポーツフェスティバルやかがやき集会等）を通して集団で取り組むことのよさを知り、あたたかい人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間等を通して障がいのある人・外国の文化を知る人・高齢の方との交流や地域の方との協働体験を行い、人を思いやる気持ちや人のためにできることを喜びに感じる態度を養う。
- ・5月の憲法月間、12月の人権月間の取り組みの一つとして、「人権」を取り上げ、学級ごとに人権標語やスローガンを作成し、実践する。
- ・異年齢集団の活動として、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・御所南コミュニティ活動において、地域や保護者が中心になって取組を行い、子どもたちが体験する中で、地域やそこで生活する人々を大切に、大切にされる心や人間関係の育成を図る。
- ・委員会活動を通して、温かな仲間づくりを促すポスター等を作成して呼びかける。

⑤ 保護者への啓発

- ・人権にかかわる学習（道徳科、社会科、総合コミュニティ学習、人権学習など）の参観授業の呼びかけを行い、子どもたちの姿を通じた学び合いの場を設定する。
- ・保護者への啓発の懇談会を開き、児童の実態をもとに、ものの見方や考え方を保護者とともに話し合い、同和問題をはじめとするあらゆる差別を許さない人権尊重の精神を高めるきっかけとする。

⑥ 活動の評価と見直し

- ・学校評価アンケートやOGGT意識調査の分析を行う。
- ・児童の実態を踏まえPDCAループで学校行事や各取組の見直しを推進する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」や職員終礼で直ちに情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・いじめが発見された場合、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。
- ・生徒指導部会を毎月末に開催し、問題行動メモを活用して「個人の様子」「学年の様子」について情報等を共有し、共有された情報は部員を通して全教職員で共有する。

② 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) いじめに関するアンケート・クラスマネジメントシートの実施

- ・全学年いじめ記名式アンケートを6月と11月に実施する。
- ・5・6年生においては6月と11月にクラスマネジメントシートを実施する。

(イ) 教育相談の実施

- ・小学校と中学校のスクールカウンセラーと連携した教育相談を実施する。
- ・全児童への教育相談の機会をアンケート後に年間2回実施する。
- ・アンケート等で記述がある児童には聞き取り、観察に努め、面談・相談の機会を設ける。

⑤ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめに関するアンケートは、学級担任が記述のあった児童へ周囲の児童に配慮した上で、丁寧に聞き取りを行い、記述内容や聞き取りを学年で共有し、学年主任判断のもと、管理職及び生徒指導主任に報告し、速やかに対処する。
- ・問題に応じて管理職の判断の下、必要な場合はケース会議を開催し、検証を行う。
- ・生徒指導部を中心にアンケート結果等を分析し、各学級・学年の傾向を把握し、短期・中期・長期的な目標を立て、具体的な手立てを検討し、実施する。

④ その他

- ・登下校時の見守り活動 声かけ活動
- ・休み時間や掃除時間、給食時間等 児童への観察を意識的に実施する。
- ・全教職員が情報を共有できるよう、職員終礼で伝達したり、問題行動メモをいつでも閲覧したりできるようにする。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめについても、学校が組織として把握し、いじめの認知、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」「生徒指導部会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等を行うと共に、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。

- ・いじめの事実の有無や実態について、周りの児童へ聞き取りやアンケート等を行い把握する。
- ・京都市教育委員会に報告し、連携しながら解決に向けて対応する。
- ・犯罪行為として捉えるべき事案については、警察とも連携を取りし対処する。
- ・事実について被害及び加害児童の保護者に連絡し、丁寧に報告する。
- ・被害児童・保護者には「絶対に守る」という学校の姿勢を示して解決に向けて対応すると共に、その保護を第一に考え日常の学校生活においても自尊感情を高めるようにする。また、必要に応じスクールカウンセラーや子どものカウンセリング機関などと連携し、被害児童・保護者への支援を行う。
- ・加害児童・保護者には教育的配慮の下、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけないという共通認識をもち、毅然とした態度で丁寧に指導する。

※別紙「いじめ事案に対する組織的な対応の流れ」参照

③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン、携帯ゲーム機等による危険性、特に匿名性、閉鎖性、流通性、依存性、そしてフィルタリング機能の有用性などを児童へ指導、保護者への啓発・周知に努める。
- ・インターネットと性問題行動との関連については、加害児童への指導や被害児童への丁寧な聞き取りを行い、スクールカウンセラー等の専門的立場からのケアを行うと共に、事案によっては警察と連携して対処する。
- ・いじめとの関わりのあるネットのページやSNSの発見、拡大の防止に努める。
- ・「非行防止教室」「ケータイ安全教室」「懇談会」「御所南コミュニティにおける関連部会の取組」を通して児童、保護者さらに地域への啓発・周知を行う。
- ・学校教育の中に情報モラル教育を明確に位置づけ、学年の実態に合わせた系統的な指導を推進する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・GIGA端末の家庭での活用に向け、活用や持ち帰り等に対してのきまりをGIGAスクール推進主任が定め、共通理解の上、個人情報保護や正しく安全な活用ができるようにする。
(別紙配布し、周知する。)

④「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの実態について教職員全員で共通理解の下、被害児童及び被害児童を、学校生活全体を通して観察し、心理的及び物理的な影響を与える行為の有無を、学年会、生徒指導部会、いじめ対策委員会で情報共有する。
- ・観察する経過で、長期間見守る必要があるといじめ対策委員会で判断した場合は、3か月の目安を超えて設定する。
- ・観察期間を経過して被害児童にいじめに係る行為が止んでいるかを判断する際は、被害児童及び保護者への面談等を行い、確認する。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせるために、いじめがあることを認識しているにも関わらず、傍観し放置することも加害児童と同等であること、また、助長する要因であることについて指導し、いじめを止めさせることの重要性について発達段階に応じた指導を行い、再発防止に努める。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

①内容

- ・御所南小学校「学校いじめの防止等基本方針」の理解研修
- ・「いじめ対策委員会」からの事例に基づく実践研修
- ・いじめアンケート、クラスマネジメントシート結果を分析
- ・教職員のいじめ対応への課題について研修会への参加

②実施時期

- 年間3回実施する
- 4月 御所南小学校「学校いじめの防止等基本方針」の理解研修
- 5月 焦点化児童の共通理解研修
- 3月 「年間反省・次年度の方向性・年間計画」「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解研修
- その他 生徒指導部会における研修

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発

- ・御所南小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「御所南小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるために、教育説明会や参観懇談会、PTA総会で伝達する。
- ・「学校評価アンケート」の内容を分析し、学校運営協議会に報告。保護者へも学校だより等を活用し周知する。
- ・学校運営協議会では、これまでの学校評価に加え、いじめ問題や「御所南小学校いじめの防止等基本方針」について報告する。
- ・スクールカウンセラー及びスクールサポーター、こども支援コーディネーターとの連携を密にして、いじめの事案について相談できるようにする。
- ・「非行防止教室」「ケータイ安全教室」「懇談会」「御所南コミュニティにおける関連部会の取組」等を通して保護者さらに地域への啓発を行う。

(2) 保護者・地域との協働の取組

- ・「御所南コミュニティ」を通して、保護者・地域・教職員で取組を考え、子どもたちを共に見守り、育てるという共通理解をもつ機会を設ける。さらに、規範意識をもてるようにそれぞれの立場で共通した働きかけをする。
- ・元学区が中心となる行事を通して、地域への愛着をもつようにするだけでなく、地域の子は地域で育てるという基盤をもてるように連携を図る。
- ・学校運営協議会では、これまでの学校評価に加え、いじめ問題や「御所南小学校いじめの防止等基本方針」について話し合い、意見をもらうようにする。
- ・御所南小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「御所南小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深めるため、教育説明会やPTA総会で話し合う機会を設定する。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得て対処する。本校が調査主体となる場合には、アンケートの質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議
- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

学校が調査主体の対応

- ・重大事態の調査組織「いじめ対策委員会」を設置
- ・事実関係を明確にするためのアンケート調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた情報収集
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

京都市教育委員会が調査主体の対応

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<p>【生徒指導部会①】 「学校いじめの防止等基本方針」「年間計画」の検討・確認</p> <p>【いじめ対策委員会①】 「校内体制や組織的対応」の検討・確認</p> <p>【生徒指導研修①】 「学校いじめの防止等基本方針」「年間計画」の共通理解</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学級開き ・きずな週間 ・「きらりと光る御所南の子」の確認 ・「クラスや友だち」をテーマとした道徳教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観授業① ・学級懇談会で保護者啓発 ・保護者に対し学校方針の説明会で校長から啓発 ・家庭訪問 ・学校だより
5	<p>【生徒指導部会②】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <p>【いじめ対策委員会②】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有</p> <p>【生徒指導研修②】 「共通理解研修」において学校全体で見守る児童の共通理解事例に基づく実践研修</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に対して憲法月間の朝会の中で、いじめの問題について話す いじめ対策委員会についても周知する ・「かがやき集会」（1年生をむかえる会） ・地域見守り隊お世話になりますの会 ・きずな週間 【4・5年】委員会活動 	<p>【生徒指導部会②】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態との共通理解と手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域見守り隊お世話になりますの会 ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・地域・保護者に向けて「いじめ対策委員会」について学校だよりやホームページでも啓発 ・参観授業②
6	<p>【生徒指導部会③】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <p>「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート①」の実施方法等の検討</p> <p>【いじめ対策委員会③】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有</p> <p>「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート①」の実施方法等の確認</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きずな週間 【4・5年】委員会活動 【4・6年】科学センター学習 	<p>【生徒指導部会③】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談） ・クラスマネジメントシートの実施（5・6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で報告 ・学校だより

7	<p>【生徒指導部会④】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <p>【いじめ対策委員会④】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 【4・5年】委員会活動</p>	<p>【生徒指導部会④】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て ・アンケート原本の保管（5年保存）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会① ・地生連で広報 ・学校運営協議会で説明と評価 ・学校だより
8	<p>【いじめ対策委員会⑤】 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCA ループ①」 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート①」の実態分析、共有</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 ・作品展</p>		
9	<p>【生徒指導部会⑤】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <p>【いじめ対策委員会⑥】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と気になる児童」の共有 「学校評価①」の実施に向けて内容検討</p>	<p>【共通】 ・きらめき月間 ・きずな週間 【4・5年】委員会活動 【2年】コミュニティふれあいおじいちゃんおばあちゃん大好き</p>	<p>【生徒指導部会⑤】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより
10	<p>【生徒指導部会⑥】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て 「教職員のいじめ対応への課題についての実践研修」の内容検討 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート②」の実施方法等の検討</p> <p>【いじめ対策委員会⑦】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有 「教職員のいじめ対応への課題についての実践研修」の内容確認 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート②」の実施方法等の確認</p>	<p>【共通】 ・スポーツフェスティバル ・きずな週間 【4・5年】委員会活動</p>	<p>【生徒指導部会⑥】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより
11	<p>【生徒指導部会⑦】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <p>【いじめ対策委員会⑧】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有 「学校評価①」の分析・解析・共有</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 【4・5年】委員会活動 【5年】花背山の家</p>	<p>【生徒指導部会⑦】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 ・クラスマネジメントシートの実施（5・6年）、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・学校評価アンケート
12	<p>【生徒指導部会⑧】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て 「基本方針」の見直しについて</p> <p>【いじめ対策委員会⑨】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケート①」の実態分析、共有 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCA ループ②」</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 ・人権月間の朝会を通して、人の大切さを考える ・人権標語の作成と掲示 【4・5年】委員会活動 【6年】修学旅行</p>	<p>【生徒指導部会⑧】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て ・アンケート原本の保管（5年保存）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会② ・学校運営協議会で説明と評価 ・学校だより
1	<p>【生徒指導部会⑨】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p> <p>【いじめ対策委員会⑩】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と見守りたい児童」の共有 「学校評価」の実施に向けて内容検討②</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 【4・5年】委員会活動</p>	<p>【生徒指導部会⑨】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより

2	<p>【生徒指導部会⑩】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て 「年間反省・次年度の方向性」の検討 「年間反省・生徒指導研修会」について</p> <p>【いじめ対策委員会⑪】 生徒指導部会を受けて「各学年の実態と児童」の共有 「年間反省・次年度の方向性」の確認 「学校評価」の分析・解析の確認②</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 ・図作品展 【4・5年】委員会活動</p>	<p>【生徒指導部会⑩】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で報告 ・学校だより ・学校評価アンケート
3	<p>【いじめ対策委員会⑫】 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCA ループ③」</p> <p>【生徒指導研修③】 「年間反省・次年度の方向性」の共通理解 「学校いじめの防止等基本方針」「年間計画」の共通理解</p>	<p>【共通】 ・きずな週間 ・「かがやき集会」 （6年生を送る会） ・卒業式 【4・5年】委員会活動⑪ 【6年】卒業遠足</p>	<p>【生徒指導部会⑪】 「生徒指導メモ」を活用した各学年の実態と見守りたい児童の共通理解と手立て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談会で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明と評価 ・学校だより

京都市立御所南小学校

いじめ事案に対する組織的な対応の流れ

【前提事項】

- 「学校いじめの防止等基本方針（いじめ防止プログラム等）」の策定・周知・改善
- 「いじめ対策委員会」の組織及び役割の確認・周知・生徒指導部会、各学年及び担任との連携
- 「生徒指導部会」の組織及び役割の確認・周知・各学年及び担任との連携

【いじめの情報把握】

- ◇ 記名式いじめに関するアンケート
- ◇ 担任による日常の見取り、聴き取り等
- ◇ 学年会での情報共有
- ◇ 生徒指導部会による情報共有
- ◇ 保護者・地域・関係機関と連携した情報共有
- ◇ 問題行動メモによる情報共有

【未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）】

- ◇ 学習環境の整備
- ◇ 授業改善の充実
- ◇ 道徳教育・人権教育の充実
- ◇ 児童が主体的に行う活動や体験活動、児童同士の絆づくりの取組
- ◇ 保護者への啓発
- ◇ 活動の評価と見直し

【いじめ対策委員会による情報共有】

情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討する。



【いじめ対策委員会による事実確認】

- ・いじめの有無を当該児童から個別に複数教員で聞き取る。
- ・周辺児童への聞き取りやアンケートによる把握を行う。
- ・管理職は事実経過を整理しながらまとめ、記録する。



【管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針の決定】

～認識の共有化・行動の一元化～

【児童への指導・支援】

○被害児童

- ・「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、対応することを伝える。
- ・担任その他教職員により見守る。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、心のケアを行う。

●加害児童

- ・「いかなる理由があってもいじめは行ってはいけない」という学校の姿勢を示し、非を深く自覚させると共に再発防止に向けた指導を行う。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、心のケアを行う。

【保護者(家庭)への連絡・連携】

- ・家庭訪問等を行い、事実関係、今後の指導方針について報告する。
- ・事実関係について新事実が明らかになった場合は随時報告する。
- ・スクールカウンセラーと連携を図り、相談ができる体制を整える。

・いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分に尊重し、謝罪の機会をもつ。

【いじめ解消までの継続的な指導・支援の実施】

いじめの解消

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
(事案に応じて、期間を超えて継続的に継続する。)
- 上記二点について個別に面談を行い、いじめ対策委員会が判断する。

【教育委員会への報告・連携】

重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【警察との連携】

触法行為等の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【スクールカウンセラーとの連携】

心身のケアが必要がある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【スクールソーシャルワーカーとの連携】

多機関との連携による解決等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。

【保育園・幼稚園との連携】

これまでの事実確認が必要な場合等、いじめ事案の内容により、直ちに情報収集等連携する。

【児童相談所との連携】

重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに報告・連携して対処する。